

熊本県奨学金返還支援基金受入れ等事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度（以下「サポート制度」という。）における「奨学金支援枠」による支援を実施するための熊本県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）について、参加企業（ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度参加企業募集要項に基づき、本制度の趣旨に賛同し、制度に参加する企業等として、知事が登録した企業等をいう。以下同じ。）からの寄附等の受入れ等の事務取扱いについて、必要な事項を定める。

（寄附等の採納等）

第2条 知事は、基金に対する寄附の申込みを寄附申込書（別記第1号の1様式）により受け付けるものとする。ただし、知事は、事情により、他の方法により寄附の申込みを受け付けることができる。

2 知事は、社会福祉法人からの基金への受入れの場合には、負担金申込書（別記第1号の2様式）により受け付けるものとする。

3 知事は、前2項の規定により申込みを受け付けた寄附等について、審査のうえ採納の可否を決定する。

4 知事は、次に掲げる場合においては、寄附等の申込みの受付若しくは採納を拒否し、又は収納した寄附金等を返還することができる。

（1）寄附等が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認めるとき。

（2）前号に定めるもののほか、知事が特に認めるとき。

5 知事は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

（寄附等採納の取消し）

第3条 知事は、前条第3項により、寄附等の採納決定を行った場合において、申込者から寄附等取下げの申出があったときは、寄附等採納決定を取り消すことができる。

（寄附金等の収納）

第4条 知事は、原則として、納入通知書により、熊本県の指定金融機関等を通じて寄附金等を収納するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、現金により収納することができる。

（寄附金等納入の依頼等）

第5条 知事は、寄附等の採納決定から1ヶ月を経過しても寄附金等の納入が行われなときは、申込者に対して速やかな納入を依頼するなど、適切かつ丁寧な対応を行い、寄附等の確実な収納に努めるものとする。

（寄附金受領証明書の発行）

第6条 知事は、寄附金を収納した場合は、速やかに寄附金受領証明書（別記第2号様式）を発行するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、寄附金等の受入れ等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月20日から施行する。

年 月 日

熊本県奨学金返還支援基金 寄附申込書

熊本県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度及び熊本県奨学金返還支援基金条例の趣旨に賛同し、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

寄附金額	円
------	---

年 月 日

熊本県奨学金返還支援基金 負担金申込書

熊本県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度及び熊本県奨学金返還支援基金条例の趣旨に賛同し、下記のとおり負担します。

記

申込年度	年度
負担金額	円
納入期限	納入通知書受領後 3 0 日以内

別記第2号様式（第6条関係）

熊本県奨学金返還支援基金 寄附金受領証明書

所在地：_____

法人名：_____様

¥ _____-

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

熊本県知事